

議案第6号

東広島市教育委員会公印規則及び東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

東広島市教育委員会公印規則及び東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年3月17日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

令和3年4月1日付けの機構改革に伴い、幼稚園に関する事務を市長部局へ補助執行させるとともに、その他所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会公印規則及び東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会公印規則及び東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(東広島市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 東広島市教育委員会公印規則(平成20年東広島市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「東広島市政策企画部情報政策課長(以下「情報政策課長」という。)」を「東広島市総務部DX推進監(以下「DX推進監」という。)」に改め、同条第2項中「情報政策課長」を「DX推進監」に改める。

別記様式第1号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第3号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第5号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削り、「情報政策課長」を「DX推進監」に、「平成 年 月 日」、「平成 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第6号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削る。

(東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)
第2条 東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成21年東広島市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第2項各号並びに東広島市教育委員会教育長事務委任規則(平成20年東広島市教育委員会規則第2号)第1条各号及び第2条各号に掲げる事務に係るものについては、教育委員会の会議に付議しなければならない。

第2条の表中「生活環境部地域づくり推進課」を「地域振興部地域づくり推進課」に改め、同表に次のように加える。

幼稚園に関する事務	総務部職員課及びこども未来部保育課
-----------	-------------------

本則に次の1条を加える。

(補助執行事務の決裁)

第3条 前条の規定により補助執行させる事務を市長の補助機関である職員が執行する場合においては、東広島市教育委員会事務局職務権限規程(平成20年東広島市教育委員会訓令第3号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

東広島市教育委員会公印規則（平成20年教育委員会規則第1号）新旧対照表<抜粋>

新	旧
<p>○東広島市教育委員会公印規則 (電子計算組織による印影)</p> <p>第10条 電子計算組織を利用して証明認証、許可通知等の事務を行う場合には、当該事務の主務課長は、教育総務課長及び<u>東広島市総務部DX推進監(以下「DX推進監」という。)</u>と協議し、電子計算組織に記録した公印の印影を打ち出した印形(以下「電子公印」という。)を公印として使用することができる。</p> <p>2 主務課長は、前項の規定により電子公印を使用しようとするときは、電子公印使用承認申請書(別記様式第5号)を<u>DX推進監</u>の合議を経て教育総務課長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>○東広島市教育委員会公印規則 (電子計算組織による印影)</p> <p>第10条 電子計算組織を利用して証明認証、許可通知等の事務を行う場合には、当該事務の主務課長は、教育総務課長及び<u>東広島市政策企画部情報政策課長(以下「情報政策課長」という。)</u>と協議し、電子計算組織に記録した公印の印影を打ち出した印形(以下「電子公印」という。)を公印として使用することができる。</p> <p>2 主務課長は、前項の規定により電子公印を使用しようとするときは、電子公印使用承認申請書(別記様式第5号)を<u>情報政策課長</u>の合議を経て教育総務課長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>(略)</p>

東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年教育委員会規則第11号）新旧対照表<抜粋>

新		旧	
<p>○東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (補助執行させる事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるものとする。<u>ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第2項各号並びに東広島市教育委員会教育長事務委任規則(平成20年教育委員会規則第2号)第1条各号及び第2条各号に規定するものについては、教育委員会に付議しなければならない。</u></p>		<p>○東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (補助執行させる事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるものとする。</p>	
補助執行させる事務	補助機関	補助執行させる事務	補助機関
転入又は転居に伴う学齢児童及び学齢生徒の転入学手続に関する事務	生活環境部市民課、同部黒瀬支所地域振興課、同部福富支所地域振興課、同部豊栄支所地域振興課、同部河内支所地域振興課、同部安芸津支所地域振興課、同部八本松出張所、同部志和出張所及び同部高屋出張所	転入又は転居に伴う学齢児童及び学齢生徒の転入学手続に関する事務	生活環境部市民課、同部黒瀬支所地域振興課、同部福富支所地域振興課、同部豊栄支所地域振興課、同部河内支所地域振興課、同部安芸津支所地域振興課、同部八本松出張所、同部志和出張所及び同部高屋出張所
東広島市地域センター（東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）第3条に規定する地域センターをいう。）における生涯学習に関する活動の振興に関する事務	<u>地域振興部</u> 地域づくり推進課	東広島市地域センター（東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）第3条に規定する地域センターをいう。）における生涯学習に関する活動の振興に関する事務	<u>生活環境部</u> 地域づくり推進課
<u>幼稚園に関する事務</u>	<u>総務部職員課及び子ども未来部保育課</u>		
<p>(全部改正〔平成23年教委規則14号〕、一部改正〔平成26年教委規則3号・28年6号〕)</p> <p><u>(補助執行事務の決裁)</u></p> <p>第3条 前条の規定により、補助執行させる事務の執行については、<u>東広島市教育委員会事務局職務権限規程(平成20年教育委員会訓令第3号)の規定を準用する。</u></p> <p>(略)</p>		<p>(全部改正〔平成23年教委規則14号〕、一部改正〔平成26年教委規則3号・28年6号〕)</p> <p>(略)</p>	